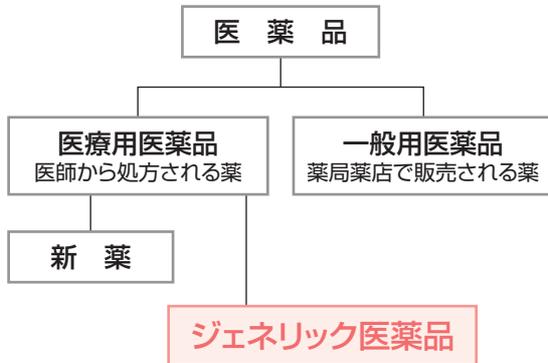


「ジェネリック医薬品」に変えてみませんか？

～ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは～

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）に対し、効き目や品質、安全性が同一であると国が認めたお薬です。現在、日本ではジェネリック医薬品の利用が推奨されています。



【おすすめするのには理由があります】

- ・お薬代が安くなります
価格は新薬よりも3～5割安価になります。
*薬代の差額が少ない場合などは、ジェネリックに変更しても負担額があまり変わらない場合もあります。
- ・次世代の福祉を守るために
国がジェネリック医薬品の普及に取り組んでいる背景には、増大する医療費の削減というテーマがあります。ジェネリック医薬品を選ぶことで、次世代まで安定した医療保険制度を維持することにつながります。
- ・飲みやすくなった薬もあります
ジェネリック医薬品は、飲みやすくするための研究も行われています。形や大きさを変えたり、苦みを抑えるなど工夫が施されている薬もあります。

～ジェネリック医薬品を希望するときには～

医師、薬剤師に希望を伝える



「後発医薬品への変更不可」という医師の署名がなければ、ジェネリック医薬品に変更できません。

薬剤師からジェネリック医薬品の特徴や価格、変更した際の注意点などの説明を受け、薬を選ぶ。



ジェネリック医薬品希望の場合は保険証更新等の際に同封しました冊子のシール「ジェネリック医薬品を希望します」を貼ってください。

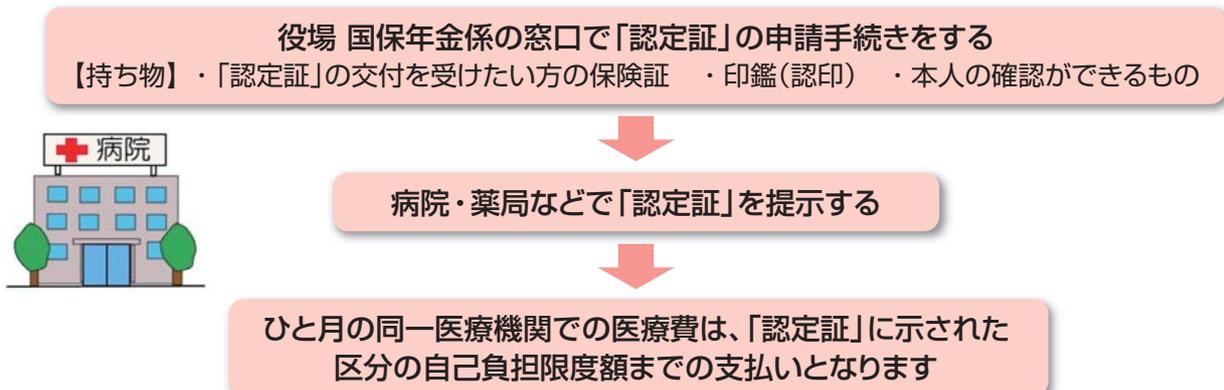
高額な外来診療を受ける皆さまへ

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

「認定証」などを提示すれば、窓口における支払いが自己負担限度額までとなります。

高額な診療（外来・入院）を受け、ひと月の窓口支払い額が世帯の自己負担限度額を超えた場合は、「認定証」を提示することで、ひと月の窓口支払額が自己負担限度額までとなります。

※「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの申請により支給されます。（該当する場合はいったん窓口で支払ったあと、国保担当窓口にて申請をして限度額を超えた分を高額療養費として受け取るようになります。該当した月から2年を過ぎると支給されませんので忘れずに申請してください。）



●ただし、70歳以上の方で、住民税が課税世帯の方は、「高齢受給者証」を提示することで同様の適用が受けられます。（後期高齢者医療加入者は「後期高齢者医療保険証」を提示）